

労働者派遣法に基づくマージン率等の情報提供

2023年4月1日

各位殿

平成24年（2012年）10月1日施行の「労働者派遣法改正」により、派遣元事業者は、毎事業年度終了後、派遣先から収受する派遣料金に占める派遣労働者に支払う派遣料（賃金）の差額の割合（マージン率）を公表することが義務付けられました。（法第23条 第5項）
2022年4月1日～2023年3月31日における情報提供を、下記の通り公開いたします。

マージン率 = (派遣料金の平均額 - 派遣労働者の賃金の平均額) ÷ 派遣料金の平均額
--

派遣労働者の数	5名
派遣先の数	3ヶ所（東北放送・山形テレビ・仙台放送）
派遣料金の平均額	月総額 2,110,000円 ÷ 5名 ÷ 172時間 × 8 = 19,628円（1日8時間あたり換算）
派遣労働者の賃金の平均額	月総額（賞与含む）1,575,933円 ÷ 5名 ÷ 172時間 × 8 = 14,660円（1日8時間あたり換算）
マージン率	25.4%
教育訓練移管する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な IT・撮影・編集・構成・企画立案等専門知識の習得 ・ 応用可能な IT・撮影・編集・構成・企画立案等専門知識の習得 ・ ビジネススキル研修
マージン率に含まれる費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 派遣会社が負担する社会保険料（厚生年金・健康保険） ・ 派遣会社が負担する雇用保険料・労災保険料 ・ 人材募集に関わる広告宣伝費 ・ 派遣会社の営業経費（通信費） ・ 派遣社員への教育訓練費 ・ 派遣社員への福利厚生費 ・ 派遣社員の有給消化に関する負担費用 ・ 派遣会社の利益
労使協定締結の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有り（労使協定方式） ・ 協定の対象となる派遣労働者の範囲（制作・報道記者） ・ 協定の有効期間の終期（2023年3月31日）